

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月13日認可した。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）太郎坊池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）土井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡本八幡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）鴻池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）豊中（北西）地区